

様式第2

**金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する  
条例に基づく緑化の質的な充実等に関する協定書**

金沢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、工場立地法の届出対象となる工場（以下「特定工場」という。）の周辺の地域における良好な環境及び景観を維持するため必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特定工場と周辺地域の良好な環境及び景観の形成を図り、企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（協定及び関係法令の遵守義務）

第2条 乙は、工場立地法の届出に当たり、この協定及び金沢市環境保全条例等を信義に基づき誠実に遵守するものとする。

（緑化の質的な充実）

第3条 乙は、緑視率及び緑積の向上を目指し、緑化計画に基づき緑化の質的な充実に努めるものとする。

（管理）

第4条 乙は、緑地について景観面から常に良好な状態を保つよう管理しなければならない。

（環境対策）

第5条 乙は、緑化の質的な充実に努めるほか、積極的に環境対策に取り組むものとする。

（雑則）

第6条 この協定書の履行に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市長

乙